

2011年3月23日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第156号)

国家外貨管理局、個人向け電子取引業務で規制緩和措置 ～外国人もインターネットで元転手続が可能に～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年1月19日付で、『電子銀行個人外貨買取・売渡業務管理暫定弁法』(匯発[2011]10号、以下、『弁法』という)を公布しました。『弁法』はインターネットバンキングなどの個人向け電子取引業務について規制緩和を図ったもので、一定の条件を満たす銀行に対して、インターネットバンキングなどを利用した個人の外貨買取・売渡業務の取扱を認めています。『弁法』は2011年4月1日から実施。この措置により、外国人もインターネットバンキングなどを利用して、元転手続が可能となります。

国家外貨管理局は昨年、一部の銀行において、電子銀行を利用した国内個人の外貨買取・売渡業務を試験的に実施。『弁法』では対象となる銀行の範囲を拡大し、また取扱可能な業務も、国内個人による外貨買取・売渡業務のほか、国外個人による元転業務も追加しています¹。

中国では、個人の元転および国内個人の外貨購入に対して年度総額管理を実施しており、その限度額は年間5万米ドル相当に設定されています。国外個人の場合、年間5万米ドル相当以内であれば身分証明書を提示するのみで、銀行で元転手続を行うことができます。

『弁法』第5条では、国外個人に係る元転手続につき、「年度総額以内の経常項目における非経営性の外貨売渡は、電子銀行を通して手続を行うことができる²」とし、年度総額以内であれば、国外個人によるインターネットバンキングなどを利用した元転手続を認めています。

『電子銀行個人外貨買取・売渡業務管理暫定弁法』(匯発[2011]10号)

第5条 国内個人による年度総額以内の経常項目における非経営性の外貨買取・売渡、および国外個人による年度総額以内の経常項目における非経営性の元転は、電子銀行を通して手続を行うことができる。上述の状況以外の個人外貨買取・売渡業務は規定に基づき銀行窓口で手続を行わなければならないが、法規に別途規定のある場合を除く。

¹ 『個人外貨管理弁法』では、「国内個人」および「国外個人」について、以下のように定義している。

国内個人：中華人民共和国の居住者身分証明書、軍人身分証書、武装警察身分証書を保有する中国公民。

国外個人：パスポート、香港・マカオ住民の本土往来通行証、台湾住民の大陸往来通行証を保有する外国公民(無国籍者を含む)および香港・マカオ同胞

² 「経常項目における非経営性の外貨」とは、貿易に係る外貨以外のその他の経常項目における外貨のことを指す(『個人外貨管理弁法』第37条第3項)。

❖ 国外個人による銀行窓口での元転手続

項目			必要書類
年間累計 5万米ドル 相当以内	銀行口座内の外貨資金		✓ 身分証明書
	手持 外貨 現金	当日の元転累計 金額が5千米ドル 相当以下の場合	✓ 身分証明書
		当日の元転累計 金額が5千米ドル 相当を超える場合	✓ 身分証明書 ✓ 本人の税関が押捺済の『中華人民共和国税関出入国旅客物品申告書』(以下、「税関出入国申告書」という)もしくは本人の元の預金先銀行における外国通貨現金の引出証票
年間累計 5万米ドル 相当を 超える場合	経常項目	銀行口座内の 外貨資金	✓ 身分証明書 ✓ 【家賃類の支出】 家屋管理部門で登記した家賃賃借契約、インボイスもしくは請求書 ✓ 【生活消費類の支出】 契約もしくはインボイス ✓ 【医療・学習等の支出】 国内の病院(学校)の料金証明 ✓ 【その他】 関連証明書および支払証憑 ✓ 上述の元転金額が1件あたり5万米ドルを超える場合、元転後の人民元資金を直接、取引相手方の国内人民元口座に振込入金しなければならない。
		手持外貨現金	✓ 上述の資料のほか、本人の税関出入国申告書もしくは本人の元の預金先銀行における外国通貨現金の引出証票が必要。
	資本項目		✓ 身分証明書 ✓ 『個人外貨管理弁法実施細則』第3章のほか、個人の資本取引に係る外貨管理規定に基づき手続を実施 ✓ 手持外貨現金の場合、本人の税関出入国申告書もしくは本人の元の預金先銀行における外国通貨現金の引出証票が必要。

【『個人外貨管理弁法』(中国人民銀行令[2006]第3号)、『個人外貨管理弁法実施細則』(匯発[2007]1号)、『個人の外貨買取・売渡業務管理をさらに改善することに関する通達』(匯発[2009]56号)に基づき作成。ただし元転に必要な書類は銀行により異なる可能性がございます。詳細につきましては、取扱銀行までお問い合わせください。】

『弁法』の詳細につきましては以下にごございます日本語訳(仮訳)、および9ページ以降にごございます中国語原文をご参照ください。

国家外貨管理局

匯発[2011]10号

『電子銀行個人外貨買取・売渡業務管理暫定弁法』印刷・配布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

銀行業務の電子化、ネットワーク化の発展を促進し、外貨指定銀行（以下、「銀行」という）および個人による個人外貨買取・売渡業務の利便化を図り、また電子銀行による個人外貨買取・売渡業務管理を規範化するため、国家外貨管理局は『電子銀行個人外貨買取・売渡業務管理暫定弁法』（添付文書参照、以下、『弁法』という）を制定した。ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 銀行は厳格に『弁法』の規定に基づき、電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を実施しなければならない。このうち、銀行が国外個人による電子銀行の外貨売渡業務を取り扱う場合、技術上、自動的に国外個人の身分情報を抽出し、かつ「国別コード＋身分証明書番号」の形式によって自動的に個人外貨買取・売渡管理情報管理システムに入力する機能を具備していなければならない。暫時、技術条件を具備していない銀行は、まず国内個人業務を実施し、条件が具わった後に再度、外貨管理局に国外個人業務の取扱について報告・届出を行うことができる。
2. 各銀行が電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を実施する場合、『個人の外貨買取・売渡業務管理をさらに改善することに関する通達』（匯発[2009]56号）の要求に厳格に基づき、当該銀行の窓口および電子ルートによる分割した外貨買取・売渡行為に対して統一した管理を実現しなければならない。

国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通達を受領した後、速やかに管轄内の支局、都市商業銀行、農村商業銀行、外資銀行に転送しなければならない。各中国資本外貨指定銀行は遅滞なく管轄内の拠点機構に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局に連絡すること。

連絡先：（業務）010-68402449、68402152
（技術）010-68402377

添付文書：『電子銀行個人外貨買取・売渡業務管理暫定弁法』

2011年1月19日

【添付文書】

『電子銀行個人外貨買取・売渡業務管理暫定弁法』

第1章 総則

- 第1条** 電子銀行による個人外貨買取・売渡業務の発展を促進し、銀行および個人による外貨買取・売渡業務の利便化を図り、電子銀行による個人外貨買取・売渡業務管理の規範化するため、『中華人民共和国外国為替管理条例』および『個人外貨管理弁法』等の関連規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 電子銀行による個人外貨買取・売渡業務とは、インターネットバンキング、テレホンバンキング、セルフサービス端末等の銀行の非窓口ルートを通じて取り扱う個人外貨買取・売渡業務のことを指す。
- 第3条** 電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う銀行本店（国内に本店を設けていない外国銀行支店を含む、以下同）およびその拠点機関は個人外貨買取・売渡取扱資格を有していなければならない。
- 第4条** 銀行は国家外貨管理局（以下、「外管局」という）による検収を受けて合格した後、当該銀行の電子銀行システムは個人外貨買取・売渡管理情報システム（以下、「個人外貨買取・売渡システム」という）に接続し、電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱うことができる。
- 第5条** 国内個人による年度総額以内の経常項目における非経営性の外貨買取・売渡、および国外個人による年度総額以内の経常項目における非経営性の外貨売渡は、電子銀行を通して手続を行うことができる。上述の状況以外の個人外貨買取・売渡業務は規定に基づき銀行窓口で手続を行わなければならないが、法規に別途規定のある場合を除く。
- 第6条** 電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う個人は、以下の有効な身分証明書（臨時証明書は含まない）に基づき開設した人民元決済口座もしくは外貨貯蓄預金口座を有していなければならない。
- （1） 国内個人の中華人民共和国居住者身分証明書。
 - （2） 外国人（無国籍者を含む）の外国パスポート。
 - （3） 香港・マカオ同胞の香港・マカオ居住者本土往来通行证、台湾同胞の台湾居住者大陸往来通行证。

個人が電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う場合、関連する外貨買取・売渡に係る年度総額管理規定を遵守しなければならず、分割等の方式によって限度額に係る監督管理を回避してはな

らない。

第7条 個人は本人の人民元決済口座および外貨貯蓄預金口座を通して電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱わなければならない。

第8条 銀行が個人のために電子銀行による外貨買取・売渡業務を取り扱う場合、個人外貨買取・売渡システムの国別コード、身分証明書番号と、業務取扱口座の口座開設国別情報、身分証明書番号などが一致していることを確認の上、入力しなければならない。

第9条 銀行および個人が電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う場合、その他の関連する外貨管理規定に合致していなければならない。

第10条 外管局およびその分・支局は電子銀行による個人外貨買取・売渡業務に係る統計、モニタリング、管理および検査に対して責任を負う。

第2章 電子銀行個人外貨買取・売渡システム接続管理

第11条 直近2年以内に個人外貨管理規定に係る重大な違反行為がなく、かつ本弁法第1、3章の規定および『電子銀行システムの個人外貨買取・売渡システム接続に係る技術要求』（別添参照）に合致する銀行は、当該銀行の本店が外管局に対してテストユーザーに係る報告、開通を行い、外管局の個人外貨買取・売渡テストシステムを使用してインテグレーションテストを行わなければならない。

第12条 銀行本店は外管局の確認を受けてインテグレーションテストを行った後、外管局に電子銀行システムの個人外貨買取・売渡システムへの接続（以下、「電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続」という）を申請し、電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を実施することができる。

第13条 銀行が電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) システム接続申請書。
- (2) 業務運営方案、これには分割した外貨買取・売渡に対する選別検査・管理方案が含まれていなければならない。
- (3) システム接続に係る技術方案。

- (4) 内部オペレーション規程。
- (5) システム接続のテスト報告書。
- (6) 外管局が要求するその他の資料。

第14条 外管局は銀行が報告した申請資料に基づき、電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続状況および業務管理方案に対して検収を行い、かつ検収後に接続を許可するか否かについて書面決定を行う。

第15条 銀行が電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続につき外管局の検収に合格した後、インターネットバンキング、テレホンバンキング、セルフサービス端末等の異なる業務手続ルートを増加し、同様の技術基準を使用する場合、本弁法第13条第2項ないし第5項に定める資料を持参して外管局でそれぞれ報告・届出申請を行い、外管局の同意を得た後に取り扱うことができる。銀行が国外個人等の電子銀行に係る外貨買取・売渡主体を増加する場合、これに基づき取り扱う。

銀行が業務手続ルートを増加し、異なる技術基準を使用する場合、本弁法の関連規定に基づき、別途、個人外貨買取・売渡システムへの接続を申請しなければならない。

同一種類の業務手続ルートにつき、同一銀行の拠点機関とその本店は同一の電子銀行システムを使用して個人外貨買取・売渡業務を実施しなければならない。

第16条 検収を受けて合格し、電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続が可能となった銀行において、その省級および計画単列市の支店は本店より電子銀行の個人外貨買取・売渡業務を授権されてから30日以内に、所在地の外管局分局に届出を行わなければならない。

第17条 銀行支店が電子銀行の個人外貨買取・売渡業務に係る届出手続を行う場合、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 届出申請書。
- (2) 本店による電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続が外管局の検収に合格したことに係る文書。
- (3) 外管局が要求するその他の文書。

第18条 銀行本店が電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続の取消を決定する場合、30日前までにシステム接続取消に係る原因および関連問題の処置方案等について外管局まで報告・届出を行わなければならない。

銀行の省級および計画単列市の支店が電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続の取消を決定する場合、30日前までにシステム接続取消に係る原因および関連問題の処置方案等について所在地の外管局分局まで報告・届出を行わなければならない。所在地の外管局分局は関連状況を外管局まで報告する。

第19条 銀行本店が電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続を取り消した後、再度、システムに接続する必要がある場合、接続取消から1年後に、本弁法の関連規定に基づき外管局に再度、申請を行わなければならない。

銀行の省級および計画単列市の支店が電子銀行個人外貨買取・売渡システムへの接続を取り消した後、再度、システムに接続する必要がある場合、接続取消から1年後に、本弁法の関連規定に基づき所在地の外管局分局に再度、届出を行わなければならない。

第3章 日常業務管理

第20条 銀行が電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う場合、リアルタイムで個人外貨買取・売渡システムにアクセスし、かつ関連取引情報の真実性、完全性、正確性を確保した上で個人外貨買取・売渡システムに入力しなければならない。

第21条 電子銀行による個人外貨買取・売渡業務は原則として、その業務手続口座の所属する拠点機関が具体的な管理およびデータ保護に責任を負わなければならない、かつ所在地の外管局分・支局が監督管理を実施する。

セルフサービス端末を通して個人外貨買取・売渡業務を行う場合においても、設備が設置してある拠点機関に対して具体的な管理およびデータ保護に係る責任を負わせることができる。

第22条 銀行が電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う場合、電子銀行専用行員番号を使用しなければならない。電子銀行専用行員番号は窓口業務の行員番号と交差して使用してはならない。

第23条 銀行は有効な内部照合確認・修正システムを構築し、毎日、電子銀行による個人外貨買取・売渡業務に係るデータを照合確認し、個人外貨買取・売渡システムにおける情報の入力が遅滞なく、かつ正確、完全であることを確保し、関連資料を検査のために5年間保存しなければならない。

第24条 銀行は、分割方式によって個人外貨買取・売渡業務を取り扱う個人を、「要注意リスト」に組み入れて管理しなければならない。関連する外貨管理法規が認定する個人の分割による外貨買取・売渡行為の特徴に基づき、窓口業務の取扱状況を考慮の上、分割による外貨買取・売渡業務の疑いのある顧客リストに対して定期的に選別検査を実施し、「要注意リスト」管理に組み入れなければならない。

「要注意リスト」に組み入れられた個人に対して、銀行は組み入れた日から当該年およびその後2年以内において、当該個人のための電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を拒否しなければならない。銀行は状況に基づき適宜、取扱を拒否する期間を延長することができる。銀行は窓口で「要注意リスト」に組み入れられた個人のために業務を取り扱う場合、厳格に関連規定を執行しなければならない。

第4章 罰則

第25条 外管局の検収・合格を経ずに、銀行は無断で電子銀行システムを個人外貨買取・売渡システムに接続してはならない。違反した者は『中華人民共和国外国為替管理条例』第47条およびその他の関連規定に基づき処罰する。

第26条 銀行が電子銀行による個人外貨買取・売渡業務を取り扱う際に、個人の分割に係る外貨管理規定およびその他の個人外貨管理規定に違反した場合、外管局およびその分・支局は『中華人民共和国外国為替管理条例』第41条、第47条、第48条およびその他の関連規定に基づき処罰する。状況が深刻な場合、外管局は電子銀行システムの個人外貨買取・売渡システムへの接続停止を命じる。

第27条 個人が本弁法の規定に違反した場合、外管局およびその分・支局は『中華人民共和国外国為替管理条例』第41条、第48条およびその他の関連規定に基づき処罰する。

第5章 附則

第28条 本弁法は外管局が解釈に責任を負う。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

国家外汇管理局

汇发[2011]10 号

关于印发《电子银行个人结售汇业务管理暂行办法》的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为促进银行业务电子化、网络化发展，便利外汇指定银行（以下简称银行）和个人办理个人结售汇业务，同时规范电子银行个人结售汇业务管理，国家外汇管理局制定了《电子银行个人结售汇业务管理暂行办法》（见附件，以下简称《办法》）。现将有关问题通知如下：

- 一、 银行应严格按照《办法》规定开办电子银行个人结售汇业务。其中，银行开办境外个人电子银行结汇业务的，技术上应具备自动提取境外个人身份信息、并以“国别代码+身份证件号码”的形式自动录入个人结售汇管理信息系统的功能。暂不具备技术条件的银行可先开办境内个人业务，待条件具备后再向外汇局报备开展境外个人业务。
- 二、 各银行开办电子银行个人结售汇业务，应严格按照《国家外汇管理局关于进一步完善个人结售汇业务管理的通知》（汇发[2009]56 号）的要求，实现对本行柜台和电子渠道分拆结售汇行为的统一管理。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应立即转发辖内支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行；各中资外汇指定银行应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话： （业务）010-68402449 68402152
（技术）010-68402377

附件： 《电子银行个人结售汇业务管理暂行办法》

二〇一一年一月十九日

附件：

《电子银行个人结售汇业务管理暂行办法》

第一章 总 则

第一条 为促进电子银行个人结售汇业务发展，便利银行和个人办理结售汇业务，规范电子银行个人结售汇业务管理，根据《中华人民共和国外汇管理条例》及《个人外汇管理办法》等有关规定，制定本办法。

第二条 电子银行个人结售汇业务是指通过网上银行、电话银行、自助终端等银行非柜台渠道办理的个人结售汇业务。

第三条 开办电子银行个人结售汇业务的银行总行（包括在境内未设总行的外国银行分行，下同）及其分支机构应具有个人结售汇业务经营资格。

第四条 银行经国家外汇管理局（以下简称外汇局）验收合格后方可将本行电子银行系统接入个人结售汇管理信息系统（以下简称个人结售汇系统），办理电子银行个人结售汇业务。

第五条 境内个人年度总额以内经常项目非经营性结售汇和境外个人年度总额以内经常项目非经营性结售汇可通过电子银行办理；除上述情况以外的个人结售汇业务应按规定通过银行柜台办理，法规另有规定的除外。

第六条 办理电子银行个人结售汇业务的个人，应具有凭以下有效身份证件（不含临时证件）开立的人民币结算账户或外汇储蓄账户：

- （一） 境内个人的中华人民共和国居民身份证；
- （二） 外国人（包括无国籍人）的外国护照；
- （三） 港澳同胞的港澳居民来往内地通行证，台湾同胞的台湾居民来往大陆通行证。

个人办理电子银行个人结售汇业务时，应当遵守有关结售汇年度总额管理规定，不得以分拆等方式逃避限额监管。

第七条 个人应通过本人人民币结算账户和外汇储蓄账户办理电子银行个人结售汇业务。

- 第八条** 银行在为个人办理电子银行结售汇业务时，应核实录入个人结售汇系统的国别代码、身份证件号码与业务办理账户开户国别信息、身份证件号码相符。
- 第九条** 银行和个人办理电子银行个人结售汇业务时，应符合其他有关外汇管理规定。
- 第十条** 外汇局及其分支局负责对电子银行个人结售汇业务进行统计、监测、管理和检查。

第二章 电子银行个人结售汇系统接入管理

- 第十一条** 近 2 年内无重大违反个人外汇管理规定行为，并符合本办法第一、三章规定及《电子银行系统接入个人结售汇系统的技术要求》（见附）的银行，应由其总行向外汇局报告并开通测试用户，使用外汇局个人结售汇测试系统进行联调测试。
- 第十二条** 银行总行经外汇局确认通过联调测试后，方可向外汇局申请电子银行系统接入个人结售汇系统（以下简称电子银行个人结售汇系统接入），开办电子银行个人结售汇业务。
- 第十三条** 银行申请电子银行个人结售汇系统接入时，应提交以下材料：
- （一） 系统接入申请；
 - （二） 业务运营方案，应包含分拆结售汇筛查及管理方案；
 - （三） 系统接入技术方案；
 - （四） 内部操作规程；
 - （五） 系统接入测试报告；
 - （六） 外汇局要求的其他材料。
- 第十四条** 外汇局根据银行上报的申请材料，对电子银行个人结售汇系统接入情况及业务管理方案进行验收，并在验收后做出准予接入或不予接入的书面决定。
- 第十五条** 银行电子银行个人结售汇系统接入经外汇局验收合格后，增加网上银行、电话银行、自助终端等不同业务办理渠道，使用相同技术标准的，持本办法第十三条（二）至（五）项规定的材料向外汇局分别申请报备，经外汇局同意后方可办理。银行增加境外个人等电子银行结售汇主体的，也应照此办理。

银行增加业务办理渠道，使用不同技术标准的，应按照本办法的相关规定，另行申请接入个人结售汇系统。

对于同一种业务办理渠道，同一家银行的分支机构应与其总行使用同一电子银行系统开办个人结售汇业务。

第十六条 经验收合格可以办理电子银行个人结售汇系统接入的银行，其省级和计划单列市分行应于总行授权开办电子银行个人结售汇业务后 30 日内，向所在地外汇局分局备案。

第十七条 银行分行办理电子银行个人结售汇业务备案时，应提交以下材料：

- （一） 备案申请；
- （二） 总行电子银行个人结售汇系统接入经外汇局验收合格的文件；
- （三） 外汇局要求的其他材料。

第十八条 银行总行决定取消电子银行个人结售汇系统接入的，应提前 30 日就取消系统接入的原因及相关问题处置方案等向外汇局报备。

银行省级或计划单列市分行决定取消电子银行个人结售汇系统接入的，应提前 30 日就取消系统接入的原因及相关问题处置方案等向所在地外汇局分局报备。所在地外汇局分局将有关情况上报外汇局。

第十九条 银行总行取消电子银行个人结售汇系统接入后，需要重新接入系统的，应于取消接入 1 年后，按照本办法相关规定向外汇局重新申请。

银行省级或计划单列市分行取消电子银行个人结售汇系统接入后，需要重新接入系统的，应于取消接入 1 年后，按照本办法相关规定向所在地外汇局分局重新备案。

第三章 日常业务管理

第二十条 银行办理电子银行个人结售汇业务，应当实时访问个人结售汇系统，并确保相关交易信息真实、完整、准确地录入个人结售汇系统。

第二十一条 电子银行个人结售汇业务原则上应由其业务办理账户所属分支机构负责具体管理和数据维护，并由所在地外汇局分局进行监督管理。

通过自助终端办理的个人结售汇业务也可由设备摆放所在分支机构负责具体管理和数据维护。

第二十二条 银行办理电子银行个人结售汇业务，应使用电子银行专用柜员号。电子银行专用柜员号不得与柜台业务的柜员号交叉使用。

第二十三条 银行应建立有效的内部核对和纠错机制，每日核对电子银行个人结售汇业务数据，确保录入个人结售汇系统的信息及时、准确和完整，并留存相关材料 5 年备查。

第二十四条 银行对于以分拆方式办理个人结售汇业务的个人，应纳入“关注名单”管理。根据有关外汇管理法规认定的个人分拆结售汇行为特征，结合柜台业务办理情况，定期筛查涉嫌分拆结售汇业务的客户名单，列入“关注名单”管理。

对于列入“关注名单”的个人，银行应自列入之日起当年及之后 2 年内，拒绝为其办理电子银行个人结汇和售汇业务。银行可根据情况适当延长拒绝办理时限。银行在柜台为列入“关注名单”的个人办理业务时，应严格执行有关规定。

第四章 罚则

第二十五条 未经外汇局验收合格，银行不得擅自将电子银行系统接入个人结售汇系统，违者将根据《中华人民共和国外汇管理条例》第四十七条及其他相关规定予以处罚。

第二十六条 银行在办理电子银行个人结售汇业务时，违反有关个人分拆外汇管理规定及其他个人外汇管理规定的，由外汇局及其分支局根据《中华人民共和国外汇管理条例》第四十一条、第四十七条、第四十八条及其他相关规定予以处罚。情节严重的，由外汇局责令停止电子银行系统接入个人结售汇系统。

第二十七条 个人违反本办法规定的，由外汇局及其分支局根据《中华人民共和国外汇管理条例》第四十一条、第四十八条及其他相关规定予以处罚。

第五章 附则

第二十八条 本办法由外汇局负责解释。

第二十九条 本办法自 2011 年 4 月 1 日起施行。

附：电子银行系统接入个人结售汇系统的技术要求（略）

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。